

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 佐川正孝
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

NOVEMBER 2023
 VOL.664

11



晩秋を走る(矢祭町)

写真提供者：ひたちなか市 櫻井 志好 氏

●2023 11月号 CONTENTS●

「過労死等防止啓発月間」に 「過重労働解消キャンペーン」を実施します! 2	家内労働(内職)の委託者の皆様へ 11
過重労働解消のためのセミナーを開催しています 4	はたらきかたススム特設サイトのご案内 11
治療と仕事の両立で心配な事はありませんか? 5	持続可能ないばらきの物流構築のための共創セミナー 11
「職場で実践する健康体操」参加者募集のお知らせ 6	業務改善助成金の制度が拡充されました! 12
SAFEコンソーシアム アワード2023年度募集のお知らせ 7	講習会のご案内 14
11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です 8	茨城地区出張特別試験が実施されました 15
令和5年度茨城県産業安全衛生大会が開催されました 9	県内の労働災害発生速報 15
「家内労働あんぜんサイト」OPEN!! 10	令和5年死亡災害発生状況 15
	茨城県最低賃金 16

11月

「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。

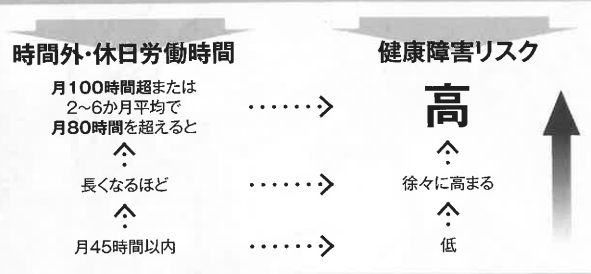


知っていますか?



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

過重労働と健康リスクとの関連性



長時間労働が健康に与える影響は?

長時間にわたる過重労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

なくしましょう 長い残業
令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時 ☎0120-794-713

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ホットライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



過重労働による健康障害を防止するために

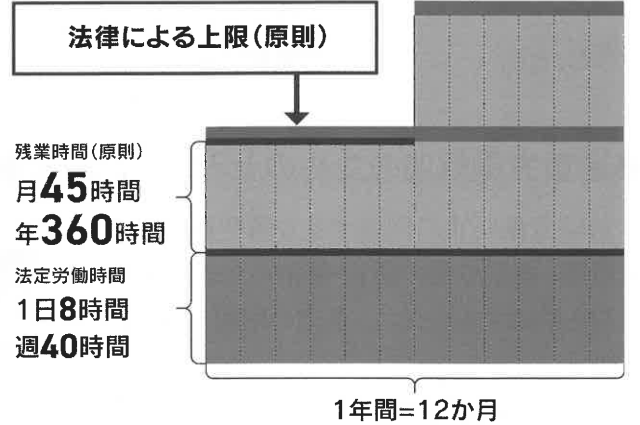
01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。

時間外労働の上限

法律による 上限(例外)	○年720時間
	○複数月平均80時間*
	○月100時間未満*

* 休日労働を含む



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理態勢(産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)

※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息时间(インターバル時間)を確保する仕組み

※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

お問い合わせは、茨城労働局監督課(☎029-224-6214)まで

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

過重労働解消のためのセミナーを開催しています

茨城労働局監督課

長時間労働や仕事のストレスなどを要因とする過重労働は、社員自身の健康や生活に大きな影響を与えるばかりではなく、企業にとっても生産性や人材確保、社会的信用といった様々な面でダメージやリスクとなり得る問題です。

このため厚生労働省では、事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向けに、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得し、自社内での対策に取り組む際に役立てていただくことを目的とする「過重労働解消のためのセミナー」を委託事業(委託先: 全国労働基準関係団体連合会)により開催しています。是非ともこの機会をご活用いただき、各企業・各職場で過重労働防止に向けた取組にお役立てください。

なお、セミナーへの参加費は**無料**です。

◆過重労働解消のためのセミナーの内容◆

過重労働防止に関連する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等を解説するとともに、企業の取組事例を紹介いたします。

本セミナーの講師陣は、労働法に詳しい弁護士、大学教授、社会保険労務士などの専門家です。

開催期間: 令和5年10月3日(火)から

令和6年1月18日(木)まで

開催時間: 各回 2時間30分(休憩含む)

開催形式: オンライン開催と会場開催があります。

・オンライン開催— Zoomによるウェビナー (全50回開催)

・会場開催— 東京・大阪で、各1回

申込方法: 下記専用WEBサイトの「申込フォーム」より、お申し込みください。

*本事業では、過重労働解消のためのセミナーの特別企画として、「業務効率化セミナー」を開催しています。詳しくは下記専用WEBサイトをご覧ください。

令和5年度厚生労働省委託事業
厚生労働省
事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

本セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識やノウハウ」を提供します!

健康的でやる気あふれる職場の実現のために

過重労働解消のためのセミナー

セミナー内容

- ★ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ★ 過重労働に関連する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- ★ 過重労働解消に関する企業の取組事例

※また、受講回ごとに、各講師の専門分野に重点テーマを設定し、60分程度深掘りして詳細に解説します。

開催日程 2023年10月~2024年1月

開催方法

- オンライン開催 (Zoomウェビナー使用): 50回開催
- 会場開催: 東京・大阪で各1回の計2回開催
- ★ 特別企画: 東京・大阪の会場開催でも1回の計2回

参加費 全55回 (参加費) 無料

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(全基連) 過重労働解消のためのセミナー事務局 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6F
TEL.03-5283-1030 (平日10:00~17:00) FAX 03-5283-1032 E-mail: kajyu-kaishou@zenkiren.com

過重労働解消セミナー 検索



※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。

治療と仕事の両立で心配な事はありませんか?

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。

「病気になっても働きたい。」

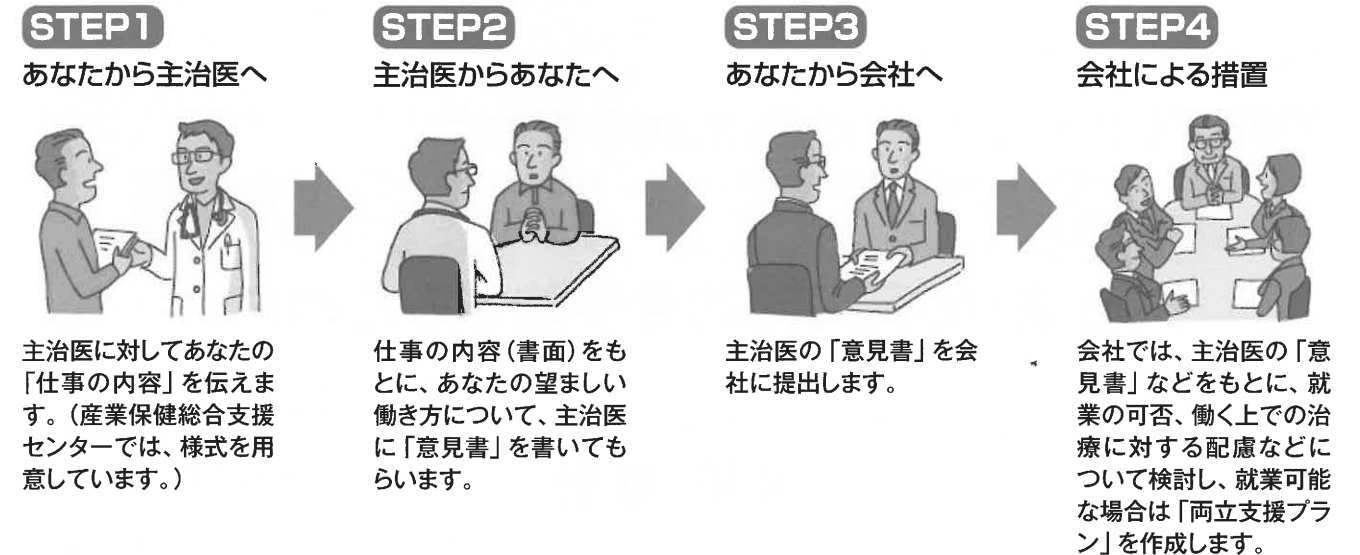
茨城県地域両立支援推進チームは、そんな働く人の気持ちを応援します。



茨城県地域両立支援推進チームとは

茨城県内の実情に応じた両立支援を効果的に進め、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、茨城県内の使用者団体や労働団体のほか、医療機関、県などの両立支援を推進する様々な関係者で構成するチームです。

治療と仕事の両立のための手順(例)



茨城県地域両立支援推進チーム

茨城労働局・茨城県・一般社団法人茨城労働基準協会連合会・一般社団法人茨城県経営者協会・茨城県商工会議所連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会・一般社団法人茨城県医師会・茨城県立中央病院茨城県地域がんセンター・東京医科大学茨城医療センター・独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター・茨城県社会保険労務士会・一般社団法人茨城県ソーシャルワーカー協会(公益社団法人日本医療社会福祉協会)・一般社団法人日本産業カウンセラー協会東関東支部・特定非営利活動法人日本キャリア開発協会

※お問合せ先

事務局: 茨城労働局労働基準部健康安全課(電話029-224-6215)



茨城県小売業+SAFE協議会主催

茨城ロボッツチームコーチによる実演付き講演会

職場で実践する健康体操

～転倒・腰痛災害等を予防するために～

講師 茨城ロボッツ
ストレングス&コンディショニングコーチ

大塚 健吾

※終了後の当日夜、茨城ロボッツの試合を観戦することもできます。

参加費無料

詳しくは
労働局のホームページを
ご確認ください。



- 場所 / アダストリアみとアリーナ (水戸市緑町2丁目3-10)
- 日時 / 令和6年2月7日
午後2時00分～3時00分
- 対象 / 経営者、幹部職員、管理者、
産業保健スタッフ、労働者等
- 定員 / 30名(先着順)
- 内容 / 職場における転倒や腰痛災害予防
のための健康体操の実演付き講演
- 申込方法 / インターネット又は電子メール

インターネットからの
申込はこちら



みんなの安全を、みんなで守り合う。

SAFEコンソーシアム

AWARDS 2023年度



安全な職場づくり部門

企業等間連携部門

腰痛予防部門

転倒災害防止部門

エイジフレンドリー部門

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募
いただき、優れた取組を部門別に表彰いたします。



応募期間: 令和5年 **9月** → **11月** (予定)
結果発表: 令和6年2月(予定)

[コンソーシアムについて] 全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことので
きる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」
のロゴマークで、安全のシンボルマークである
緑十字をモチーフとしたものです。



11月は労働保険未手続事業 一掃強化期間です

～労働者を一人でも雇っている事業場は、 労働保険(労災保険・雇用保険)の成立手続きを行う義務があります～

労働保険(労災保険と雇用保険の総称)は、法律により農林水産業の一部を除き、一人でも労働者を使用する事業主に成立手続きが義務付けられており、労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

特に11月は、厚生労働省が定めた「労働保険未手続事業一掃強化期間」として全国的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図るとともに、労働保険の未手続事業一掃に努めることとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の成立手続きを行われますようお願いいたします。



働きがいのそばには労働保険。

労働保険
労災保険 + 雇用保険

雇ったら、入る。労働者を守る。
正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利
詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp> 労働保険 特設サイト

問合せ先 茨城労働局総務部労働保険徴収室
電話 029-224-6213

令和5年度 茨城県産業安全衛生大会が 開催されました。

第74回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、労働災害の撲滅と職場の労働衛生管理水準の一層の向上を期して、令和5年度茨城県産業安全衛生大会が、去る10月3日(火)ザ・ヒロサワ・シティ会館(茨城県立県民文化センター)大ホールにおいて開催されました。県内6つの労働災害防止団体が主催し、茨城労働局、茨城県、(一社)茨城県経営者協会、日本労働組合総連合会茨城県連合会の後援、茨城産業保健総合支援センターの協賛をいただきました。

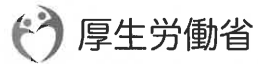
大会には、県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から計388人の方々が参加されました。

開会に先立ち、労働災害による殉職者の方々に哀悼の意を表して参加者全員による黙とうが行われました。第一部においては、厚生労働大臣優良賞受賞事業場のご披露の後、特に顕著な安全衛生活動を行っている事業場やこれまで安全衛生活動に功績のあった個人をたたえ、茨城労働局長及び各労働災害防止団体の長からの表彰状の授与が行われました。その後、ご多忙の中ご臨席をいただいた茨城労働局澤口局長様、茨城県産業戦略部久保次長様、経営者協会笹島会長様、連合茨城内山会長様からご祝辞を賜りました。

第二部では、最初に茨城労働局健康安全課主任地方産業安全専門官の立原昇様より「第14次労働災害防止推進計画の取組について」と題して講演をいただき、その後、本大会の特別公演として、人と人との交流もコロナ禍以前に戻りつつある中で、皆様が明るく笑いにあふれた気持ちになっていただければという思いを込めて「いばらき安全衛生寄席」を開催しました。若手落語家の笑福亭茶光氏、柳亭市寿氏、入船亭扇太氏のお三方にご出演いただき、会場内は笑顔と笑いのある楽しい雰囲気に包まれ、明日からの活力をいただきました。

最後に、「第14次労働災害防止推進計画」の初年度にあたる今年度においては、一人の被災者も出さないという基本理念の下、労働災害の防止と「安全」、「健康」、「快適」な職場環境形成に全力を挙げて邁進することを誓う大会宣言案が読み上げられ、採択されて、大会が終了しました。





家内労働の安全衛生に関する情報が満載
家内労働者が安全で健康に働くためのポータルサイト

『家内労働 あんぜんサイト』 OPEN!!

家内労働者が安全かつ健康に働くためのポイントを解説

委託者が行うべき措置や配慮についてのポイントを解説

「かもしれない」という気持ちを持って作業をしよう!

最低工賃や労災特別加入など、家内労働者に役立つ情報を紹介

ヒヤリハット事例、災害事例、工夫・改善の好事例をイラストを交えて紹介

<https://kanairodo.mhlw.go.jp/>



家内労働あんぜんサイト 検索

家内労働の安全衛生確保等に関する総合的な情報提供を行うポータルサイト「家内労働あんぜんサイト」がオープンいたしました。委託者が家内労働者に仕事を委託する際に講ずるべき措置、家内労働者の皆さんが安全で健康に働くために役立つ情報などをイラストを交えてわかりやすくご紹介しています。ぜひご利用ください。

家内労働（内職）の委託者の皆様へ

厚生労働省が実施した家内労働（内職）に関する調査によると、委託者・家内労働者ともに、業務の危険有害性と、家内労働法上の安全衛生措置およびその他の災害防止対策について十分な認識を持たず、必ずしも積極的に災害防止に取り組んでいない現状が見受けられています。

このため、厚生労働省では、調査結果などを基に、作業ごとに対策や注意点をとりまとめた「災害防止対策ガイドブック（委託者用・家内労働者用）」、「好事例から学ぶ家内労働に関する安全衛生のポイント」を作成していますので、安全衛生の向上にお役立てください（厚生労働省ホームページからダウンロードできます）。

また、家内労働法の内容をまとめたパンフレット「家内労働のしおり」や伝票式の「家内労働手帳」もありますのでご利用ください。

茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216



▲「災害防止対策ガイドブック（委託者用）」の一例

はたらきかたススめ特設サイト

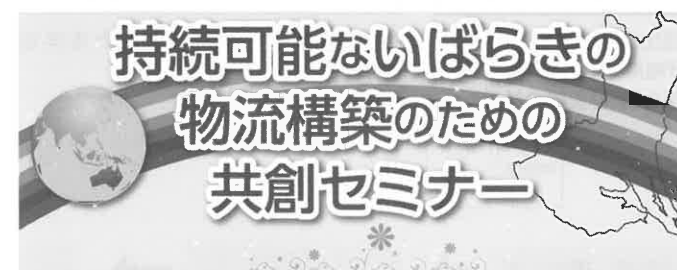


厚生労働省は、俳優の小芝風花さんを起用した働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススめ」を公開しています。この動画シリーズは、2024年4月から開始する建設業で働く方やドライバーへの時間外労働の上限規制の適用に向けて制作したものです。動画シリーズを通して、建設業、運輸業が抱える課題や、これらの産業での働き方改革の実現に向けて、国民の皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。

【動画掲載先】

■はたらきかたススめ特設サイト

URL : <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp>



令和5年12月4日(月)
14:00~16:00 受付・入場13:20~

講演
我が国の物流改革に向けた取組の動向
国土交通省 自動車局 貨物流通事業課長
小熊 弘明 氏

2024問題を克服し、持続可能な物流サービスを構築するために
株式会社 NX総合研究所 常務取締役
大島 弘明 氏
経済産業省、国土交通省、農林水産省による「持続可能な物流の実現に向けた検討会」委員等

会場 つくば国際会議場【大ホール】(Leo Esakiメインホール)
お問い合わせ
駐車券は、会場受付までお持ちください。3時間無料券をお渡しします)

□WEBでのお申込み
■URL <https://forms.gle/Ynq9PtibujnePyue9>



主催：一般社団法人茨城県トラック協会 共催：茨城県 後援：茨城労働局

8月31日から開始 業務改善助成金の制度が拡充されました!

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

※申請期限：2024(令和6)年1月31日 事業完了期限：2024(令和6)年2月28日

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用の
一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場
例：地域別最低賃金が920円の地域において

事業場内最低賃金が955円(差額35円)の工場



対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場

(先ほどの例) 事業場内最低賃金が955円の工場



対象に!

差額が50円以内に拡大されたので、助成金が受けられるようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画(設備投資等の計画)

事業実施計画

賃上げ計画

を提出し、計画の審査を受けます。

(審査の上、交付決定を受けたら)
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

<対象>
事業場規模50人未満のみ
2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です
・賃金引き上げ結果
・事業実施計画(設備投資等の計画)

事業実施計画

賃上げ結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査
支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)です



助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

*10人以上の上限額区分は、特例事業者(右記)が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。(なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。)

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024(令和6)年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440(受付時間 平日8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索



日本政策金融公庫
店舗検索



(参考)働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

講習会のご案内 (令和5年11月中旬～12月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
12/5～6・26・27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤作業主任者		
11/20～21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/29～30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/5～6	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
乾燥設備作業主任者		
11/28～30	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦労働協同会
12/13～15	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
ガス溶接		
11/16～17	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎常総協会
12/15～16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
玉掛け		
11/30～12/1・2・3	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
12/5～6・7・8	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
12/8～9・10	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
プレス機械作業主任者		
12/4～6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フォークリフト運転(学科)		
11/18	平成館 (古河市)	古河協会
12/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
12/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/4	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
12/5	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
床上操作式クレーン運転		
12/13～14・16・17・23	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
石綿作業主任者		
12/19～20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/22～23	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
11/30～12/1	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
12/14～15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/12～13	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/21～22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
アーク溶接等の業務		
11/25～26	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
電気取扱業務(低圧)		
12/7<学科のみ>	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
11/21～22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/27・28・29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
12/6～7	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会

12/8～9	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/8～9	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
テールゲートリフター特別教育		
12/9・16	平成館 (古河市)	古河協会
特定粉じん作業		
12/4	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
12/12	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
職長能力向上教育(製造業)		
12/6	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
職長教育		
11/15～16	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
12/12～13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/14～15	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
12/20～21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
職長・安全衛生責任者教育		
12/20～21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
12/11～12	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
安全衛生推進者講習		
11/27～28	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
安全管理者選任時研修		
12/18～19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
KYTトレーナー研修会		
12/7～8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
衛生推進者講習		
12/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
労働安全衛生基礎研修講座(KYT)		
12/4	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
雇用管理研修(建設業)基礎講座		
11/17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
一般建築物石綿含有建材調査者講習		
12/11～12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
11/28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会

◎詳細については、当連合会ホームページ、またはお申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478

茨城地区出張特別試験が実施されました

9月2日(土)、つくば市のつくば国際会議場において衛生管理者等の出張試験が行われ、先日その結果が発表されました。

試験結果の概要は下記のとおりです。

この出張試験は、公益財団法人安全衛生技術試験協会が実施し、当茨城労働基準協会連合会が事務局となっており、行っているものです。

なお、来年も実施を予定しておりますが、日程・場所が決まりましたら、広報誌及び当連合会のホームページ等でお知らせします。

〈実施結果〉

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
第一種衛生管理者	886	380	42.9%
第二種衛生管理者	222	100	45.0%
ガス溶接作業主任者	39	22	56.4%
二級ボイラー技士	193	96	49.7%
ボイラー整備士	41	30	73.2%
クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	117	54	46.2%

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
移動式クレーン	6	2	33.3%
一級ボイラー技士	58	24	41.4%
エックス線作業主任者	105	55	52.4%
潜水士	45	36	80.0%
合計	1,712	799	46.7%

県内の労働災害発生状況速報 (令和5年9月末現在)

業種別	令和5年	前年同期	業種別	令和5年	前年同期	
計	(17) 2,126	(24) 2,033				
製造業	(4) 598	(7) 568	運輸交通業	(2) 284	(2) 275	
鉱業	(0) 2	(1) 6	貨物取扱業	(1) 41	(0) 36	
建設業	(5) 191	(11) 210	農林業	(3) 47	(0) 37	
内訳	土木	(1) 49	(4) 48	畜産水産業	(0) 93	(0) 70
	建築	(4) 108	(4) 108	商業	(1) 292	(1) 296
	その他	(0) 34	(3) 54	その他	(1) 578	(2) 535

(注) ()内は、死亡者で内数 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

令和5年死亡災害発生状況 9月発生分

発生月時間帯	職年齢年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
9月8～9時	作業員・技能者 50歳代 23か月	建築設備 工事業	墜落・転落	2階建て工場棟の新築工事現場において、2階天井部の照明器具の取付状況を確認していたところ、床面に設けられた開口部から2.8m下の1階床面に墜落し、死亡した。開口部には、塗装作業で使用した段ボールが被せられていた。
			開口部	
9月7～8時	運転者 30歳代 10年	新聞販売業	交通事故	午前3時頃から災害発生場所付近で新聞配達を行っていたが、被災者が配達から戻ってこないことを心配した同僚が探しに行ったところ、運転していたバイクを用水路で発見。その後、下流で被災者を発見した。災害発生時、配達地域には大雨・洪水警報が発令されていたものの、目撃者がいないため用水路に転落した原因は不明(調査中)である。
			乗用車・バス・バイク	
9月12～13時	作業員・技能者 70歳代 6か月	農業	転倒	フォークリフトを運転して事業場敷地内の下り坂を走行中にフォークリフトごと転倒し、その下敷きになって、死亡した。
			フォークリフト	

※ 当該事例は速報をもとに作成されたものであり、今後変更することもあります。

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。



会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

茨城県 最低賃金

令和5年
10月1日 から
時間額

953円

前年比
42円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認! 最低賃金に関する特設サイト



最低賃金に関するお問い合わせは
茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ



賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ

中小企業
事業者の
皆さんへ

最大600万円を助成
業務改善
助成金

賃金引上げを支援する助成金を積極的に利用しましょう。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。詳しくはこちら

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440 業務改善助成金 検索

働き方改革推進支援資金 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに
取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくはこちら 働き方改革推進支援資金 検索